

下水道接続工事費補助 制度の拡充について

泳げる霞ヶ浦の達成に向けた水質浄化対策の推進として、森林湖沼環境税を活用した下水道接続工事の補助制度を茨城県が拡充したことに伴い、本村の公共下水道及び農業集落排水における宅内接続工事に対する補助につきましても拡充制度を取り入れました。

接続工事費補助拡充制度

平成30年4月～令和4年3月までの工事が対象

- ① 下水道が使用できる区域になってから4年目以降（通常3年以内）の工事であっても補助の対象（限度額4万円、汲取り式からの転換は7万円）
- ② 65歳以上の方又は18歳未満の方がいる世帯で、世帯全員の住民税課税標準額の合計が334万円以下の場合には接続工事費の一部を補助（限度額は①の補助額に31万円を加えた額）

◎実質負担例（浄化槽からの切り替えによる接続工事費が40万円の場合）◎

制度	旧制度(~H29年度)	下水道接続補助制度（拡充）	
世帯要件	世帯に区分なし	②にあてはまる世帯	その他の世帯
接続工事費	36万円 (個人負担)	5万円 (個人負担)	36万円 (個人負担)
	4万円 (村・県補助)	31万円 (拡充県補助)	4万円 (村・県補助)
下水道エリアになってから	3年以内	4年目以降も対象 H30年度からのエリアは3年以内	4年目以降も対象 H30年度からのエリアは3年以内

- ・ 拡充制度①については工事費の1/2の額（限度額4万円：汲取り式からの転換は7万円）
- ・ 拡充制度②については公共樹から宅地内への配管を改造による工事を対象とするため、新築による工事は除かれます。また、法人や団体は除かれ、貸家等の場合は所有者が対象となります。
- ・ 18歳未満とは当該年度の4月1日現在の年齢、65歳以上とは当該年度の3月31日現在の年齢となります。
- ・ 村税等の滞納がある場合は補助金を交付できません。
- ・ 下水道の開始にあたっては別途「受益者負担金」（公共下水道の場合26万円）がかかります。